

# Concept から International Norm へと 進化する「保護する責任」論

——「規範のライフサイクル」論を手がかりに——

(前半)

野口 祐輔

## 目次

はじめに

第1節 規範の社会的受容プロセス——規範のライフサイクルモデル

第2節 予備的考察

(1) R2P 誕生までの軌跡

(2) R2P 誕生を主導したアクター

注

文献

——今号掲載

第3節 R2P への国際社会の反応——時系列的分析

(1) 第一期：R2P 黎明期（2001年～2005年）

(2) 第二期：世界サミット（2005年）

(3) 第三期：R2P 発展期（2005年以降）

おわりに

注

——次号掲載

## はじめに

「保護する責任」(Responsibility to Protect -以下では R2P と略記する) という概念が国際社会に誕生してから十数年という年月が経過した。この十数年

の間、R2P という概念は、国際政治の場において存在感を増している。例えば、Mobilizing Collective Action<sup>1)</sup> と題された国連事務総長報告書によれば、国連安保理や人権理事会は、R2P に言及する決議を採択してきた<sup>2)</sup>。また、地域レベルにおいても、「人および人民の権利に関するアフリカ委員会」や「欧州議会」等が、R2P に関する決議や勧告等を採択するようにもなってきた<sup>3)</sup>。さらには、実際に紛争の場において、R2P に基づいて非軍事的措置および軍事的措置が講じられたこともあった<sup>4)</sup>。

そのような R2P の存在感の増加にも関わらず、国際社会では内戦等によって人々が危機に晒されることが増えていく一方である。具体的には、Uppsala Conflict Data Program は、2014 年に武力紛争および atrocity crime<sup>5)</sup> によって生じた死者の数は 12 万人を超えているという推計を示しており、その数は 20 年前の 1994 年以来最大の水準であった (Melander 2015)。atrocity crime における死者が増加している理由について、上述の国連事務総長報告書は、現状を次のように指摘している。

- ・近年、武力紛争が長期化しており、市民に対する継続的な脅威および危険となっている。武力紛争は、大規模な暴力行為を発生させる誘因および環境を作り上げるものであり、atrocity crime を発生させる主なりリスク要因となっている。
- ・新たな技術が、atrocity crime の準備を容易にするために用いられている。過激派は、ソーシャルメディアなどを利用して、憎悪をかき立て、世界中から支持者を募ると共に支持者達の訓練を行なっている。また、新たな通信技術によって、過激派は国境を越えた atrocity crime の準備を可能にしている。

国連事務総長報告書が指摘するように、状況が劇的に変化していることは確かである。しかし、国際社会が、20 世紀に経験したルワンダやコソボでの失敗によって大多数の犠牲者を発生させてしまったことを反省し、同じような出来事を「二度と繰り返さない」ために、様々なアプローチを試みてきたということも確かである。特に、「人々を保護することの重要性」は、人権概念の高まりによって、もはや世界中のあらゆる国家によって認識されているだろう (野口 2014)。また、「国家主権」概念も、Francis Deng や Kofi Annan によって、「責

任としての主権」や「個人の主権」という考え方が提唱されたことにより、「絶対的な特権」のみを意味するものから、国内の人々に対する「永続的な責任」を含むものへと転換している<sup>6)</sup>。そのため、主権に伴う責任が果たされないならば、国家は不干渉原則などの国家主権の絶対的な側面についての主張を行ない得ないというように理解されるようになっていく (Dene et al. 1996, ICISS 2001: para. 2.15)。それらのことから、武力紛争や *atrocity crime* によって危機に瀕している人々を保護する必要性については、国際社会の共通理解となっていることは明らかである。

それではなぜ、国際社会は、武力紛争や *atrocity crime* など人々が危機に晒される事態の解決に向けて一致団結できないのであろうか。その主な理由としては、以下の二つが挙げられる。第一には、国際社会が「日々新たな事態が発生し続けている現実」について行けていないということである。そのため、国際社会は、個々の事態を解決するための措置を講じようとしても、対症療法的な対応を取ることで手一杯になってしまっている。第二に、国際社会は「克服すべき問題に真剣に向き合い根本的な解決を図る」といった根治療法的な対応を取ろうとしても、個々の国家の利害の衝突が激しいということである。従って、解決に向けての指針等を打ち立てることが、極めて困難になっているのである。実際、ルワンダなどの過去の例からすれば、後者の理由、すなわち、国家間対立に基づく国際社会の機能麻痺こそが、大惨事を防げなかった原因である。そのため、そのような国家間対立を少しでも軽減できなければ、武力紛争や *atrocity crime* によって危機に瀕している人々を保護することが、ますます困難になっていくのではないだろうか。

このような問題意識に基づき、本稿では、数十年にわたり国際社会においてディスコースとなってきた「人道的介入の権利」に代わる新たな概念として誕生した R2P にスポットを当て、国際社会において、R2P がどの程度まで規範として確立されているのか、または受け入れられているのかについて分析したい。ところで、分析を行なう前に、明確にしておかなければならないことがある。それは「規範とはいかなるものであるのだろうか」ということである。規範の定義に関しては、学問分野ごとに多少の差はあるが、一般的には、「特定のアイデンティティを有するアクター間における適切な行動の基準」(Finnemore and Sikkink 1999: 891) と定義される。特に、国際関係論の文脈においては、「特定の共同体における適切な行動についての共通の期待」(政所

2009: 223) のことを指している。具体的には、特定の共同体を構成するアクター間で共有され、その社会に定着して構成国の行動の根拠となる、すなわち、一般に受容され当然のものとなった行動の規準がこれに当たる(来栖 2005: 77, 政所 2009: 223)。ある基準が規範として確立されると、当該基準の妥当性が受容され、その是非がもはや政治的討議に付されなくなる(来栖 2005: 77, 政所 2009: 223)。規範の存在が確認されるのは、規範に従った行動が取られた場合に、当該行動を取ったアクターが自身の行動を正当化する、または、当該行動を是認するよう他のアクターを説得するために、特定の規範に依拠する説明などが行われる場合である(来栖 2005: 77, 政所 2009: 223)。規範の例としては、自決権、表現の自由、参政権等の人権規範や対人地雷の禁止、戦時下における医療従事者・負傷者の中立等の人道規範がある。ただ、国際関係論の扱う規範とは、必ずしも法規範だけに留まらず、社会規範<sup>7)</sup>をも含むものとして捉えられている(政所 2009: 223)。

なお、国家間対立の解決に関して規範に着目した理由は、規範の内容は国家間の共通理解となるからである。言い換えれば、ある概念が規範として確立されると、共同体を構成するアクター間でその内容が共有されるため、規範領域においてアクター間の共通理解が作り上げられる。そのため、R2P が国際規範として確立されれば、R2P に対する国際社会の共通理解が生まれることとなる。R2P が国際規範として確立されれば、武力紛争や *atrocities crime* など人々が危機に晒される事態の解決に関する国家間対立が解消されていくに違いない。

R2P の国際規範としての確立度合いの分析は、具体的には、Finnemore と Sikkink によって提唱された「規範のライフサイクル」論を用いて行なっていく。先行研究においても、R2P を「規範のライフサイクル」論と関連づけて分析を行なったものがあるが、それらは「R2P の現在」よりも、R2P が誕生した経緯等の「R2P の過去」に着目するものが多かった<sup>8)</sup>。従って、R2P の規範としての確立度合い、すなわち「R2P の現在」の分析を行なうことが必要であると考えられる。そのような分析を行なうことによって、R2P に対する国際社会の賛否が明らかとなるだけでなく、そこから R2P の問題点を浮き彫りにすることが出来るだろう。さらには、分析において浮き彫りにされた R2P の問題点から「R2P の未来」、すなわち今後 R2P をより良く発展させていくために必要なものが自ずと見えてくると思われる。

## 第1節 規範の社会的受容プロセス——規範のライフサイクルモデル

本節においては、Finnemore らの提唱する「規範のライフサイクル」論の内容を概観したい。そもそも、規範とは、何の前触れも無く突然に出現し、即座に社会全体に組み込まれるものではない。創出規範が社会に受容されるまでには極めて長い時間が必要とされる。Finnemore らは、そのプロセスを三段階に区分した上で、「規範のライフサイクル Norm Life Cycle」として体系化した (Finnemore and Sikkink 1999)。Finnemore らによれば、そのプロセスとは次のようなものである。

第一段階—「規範の誕生 (Norm Emergence)」。

第二段階—「規範の雪崩現象 (Norm Cascade)」が発生し、第一段階において規範を受け入れなかった国家が次々と当該規範を受け入れていく。

第三段階—新たな規範が社会に「内部化 (Internalization)」されていく。

以下では、それぞれの段階を概観する。

### 第一段階—「規範の誕生」

第一段階は、「規範起業家 (Norm Entrepreneurs)」と呼ばれるアクターによって新たな規範が提示される段階である。すなわち、「新たな規範は何も無いところからひとりで生まれてくるわけではなく、特定の共同体において適切または望まれる行動について強い信念を持つ者によって生成される」(Finnemore and Sikkink 1999: 896, 政所 2009: 224) のである。そのような者のことを「規範起業家」と呼ぶのである。Finnemore らは、その例として、戦時下における医療従事者・負傷者の中立についての規範の生成に大きく貢献した Henry Dunant や女性の参政権についての国際キャンペーンにおいて主導的な役割を發揮した Elizabeth Cady Stanton, Susan B. Anthony, Millicent Garrett Fawcett, Emmeline Pankhurst 等を挙げている (Finnemore and Sikkink 1999: 897)。「規範起業家」は、強い論争が巻き起こされている規範領域において、ある問題に特

定の解釈や名称を与えることで、その問題に注意を促す（政所 2009: 224）。その上で、新たな規範を提示していくのである。しかし、新たな規範を提示することだけが「規範起業家」の仕事ではない。

その次に待っているのは、それを受け入れるよう各アクターを説得するという極めて困難な仕事である。なぜならば、「規範起業家」が規範主導国となるよう各アクターを説得する過程において、「規範起業家」は現在適切であると考えられている既存規範に対抗しなければならないからである。「規範起業家」の提示する新たな規範が既存規範に打ち勝つためには、あらゆる現行規範に反しない範囲で、既存規範の不適切さを明確に示さなければならない (Finnemore and Sikkink 1999: 897)。そして、「規範起業家」の示す既存規範の不適切さについての主張に納得したアクターは、新たな規範を受け入れ、規範主導国となっていくのである。ただし、あらゆる規範の国際的な支持を促進していく過程において、「規範起業家」が、新たな規範を提示し、各アクターに当該規範を支持するよう説得を試みる仕事を遂行するための場、すなわち「制度的基盤 (organizational platform)」の存在が必要である。そのような「制度的基盤」は、グリーンピースや国際赤十字委員会などの NGO やそれらの NGO が参加する国境を越えた規範支持のネットワークのように新たな規範の支持を促進する目的で創設される場合もある (Finnemore and Sikkink 1999: 899)。しかし、多くの場合、特定の規範の支持を促進することだけを目的およびアジェンダとしていない既存の常設国際機関、例えば、世界銀行、国連、国際労働機関などが、「規範起業家」によって「制度的基盤」として用いられてきた (Finnemore and Sikkink 1999: 899)。これらの「制度的基盤」は、それぞれの得意な分野についての知識、経験、ノウハウの蓄積が豊富であるため、各アクターの行動の変化などの規範の支持を促進させるために有用な情報を有している (Finnemore and Sikkink 1999: 899)。特に、常設国際機関に関していえば、当該機関に勤める職員等は特定の分野のプロフェッショナルであり、技術的にも経験的にも優位性を持っている。「規範起業家」は、単独で行動することではなく、「制度的基盤」から専門知識や情報を得ながら各アクターの説得を行っていく（政所 2009: 224）。なお、「規範起業家」が「規範の誕生」というプロセスに携わろうとするに至るモチベーションには様々なものがあるが、大別すると次の三つがある (Finnemore and Sikkink 1999: 897)。

- ・ 共感 (empathy)
  - －自己の物質的福祉や安全とは無関係に、他者のために、その福祉に関心を持つこと。
  - －「規範起業家」に他者の感情や考えを受け止める懐の深さがあること。
- ・ 利他主義 (altruism)
  - －自己の福祉に対して明白に利益とならないにも関わらず、危機に瀕している他者の利益となるような行為を行なうこと。
  - －「規範起業家」が同じ国際社会に存在する人類として行動していること。
- ・ 理念的コミットメント (ideational commitment)
  - －規範に内在する価値や考えを信奉して行動すること。
  - －数ある「規範起業家」が有する最も多いモチベーションであること。

#### 中間段階－「転換点 (Tipping Point)」

「規範起業家」の説得によって、一定の国家が新たに誕生した規範を受け入れた場合には、ライフサイクルは「転換点」に到達したと見なされる。その要件は当該規範を受け入れた国家の「量」と「質」である。まず、「量」についてであるが、「クリティカル・マス<sup>9)</sup>」の国家が新たに誕生した規範を受け入れることが必要である。「クリティカル・マス」がどの程度の数なのかは、個々の規範ごとに異なる。なぜならば、規範の遵守によって生じる負担が、それぞれの国家によって異なっているからである。それでも、過去の例から見て、国際社会の三分の一の国家が新たに誕生した規範を受け入れた後に、「希に」第二段階に進むということが分かっている (Finnemore and Sikkink 1999: 901)。

Finnemore らは、その例として、女性の参政権の事例と対人地雷禁止の事例を挙げている (Finnemore and Sikkink 1999: 901)。女性の参政権の事例においては、20 カ国（当時の国際社会のほぼ三分の一の国家）が受け入れた 1930 年に限界点を迎えたとされ、また対人地雷禁止の事例においては、対人地雷の禁止を支持する国家の数が、60 カ国（当時の国際社会のほぼ三分の一の国家）に達した 1997 年 5 月を境に第二段階に移行したとされる。

次に、「質」についてであるが、Finnemore らによれば、新たに誕生した規範の社会への受入に関して、極めて重要な役割を担う国家とそうではない国家がある (Finnemore and Sikkink 1999: 901)。転換点を超えるためには、前者の国

家、すなわち、「重大影響国 (critical states)」が創出規範を受け入れることが必要である。どのような国家が「重大影響国」と見なされるかは、個々の規範ごとに異なるが、必要な条件が一つある。それは、新たに誕生した規範に内在する本質的な目標の達成に向けて、妥協をすることができない国家のことである (Finnemore and Sikkink 1999: 901)。例えば、対人地雷の禁止の事例において、ただ単に地雷の製造・敷設を行なわない国家は「重大影響国」とはなり得ない。しかし、英仏（当時の主な地雷製造国）によって対人地雷禁止条約に対する支持が表明されたことが、第二段階の開始に大きく貢献していた (Finnemore and Sikkink 1999: 901) ため、英仏は「重大影響国」である。第二段階に進むためには、複数の「重大影響国」からの支持が必要とされるが、それらの国家すべてからの支持が必要不可欠なわけではない。

さらに、副次的な要素であるが、新たに誕生した規範が、具体的な形で「制度化 (Institutionalization)」されることも、転換点に到達し第二段階に進むための足がかりとなる。近年、様々な規範が、国際法、多国間機関の規則、二カ国間の外交政策等へと制度化されることが増加している。制度化が行なわれる際には、新たに誕生した規範の「詳細な内容」および当該規範の「違反の構成要件」の提示、当該規範の違反に対する非難・制裁手続の設置等を規範主導国 (Norm leaders) が率先して行なうことが必要である (Finnemore and Sikkink 1999: 900)。そうすることで、第二段階に進む可能性が大きくなっていく。例えば、生物化学兵器に関する規範の事例においては、当該規範を違反したイラクに対して制裁を課すことが目的であったけれども、制度化が行なわれたことによって、当該規範の遵守を担保するための厳格かつ実効的な検証制度が導入されることとなり、当該規範を転換点へ到達させることを可能にした。従って、制度化は「第二段階に進むための必要条件というわけでは無いが、少なくとも、第二段階を開始させるための裏付けとなる」 (Finnemore and Sikkink 1999: 901) ものである。事実、女性の参政権に関する規範においては、制度化はされなかったけれども、第二段階に進んでいったのである。

## 第二段階—「規範の雪崩現象」

「転換点」に到達した後は、「規範の雪崩現象」の段階へと移っていく。雪崩現象が始まると、創出規範を受け入れる国家が加速度的に増加し始めていく。この段階において行なわれるのは、規範主導国が規範違反国 (Norm Breakers)



に規範を受け入れるよう説得していく国際的な「社会化」の動的なプロセスである (Finnemore and Sikkink 1999: 902)。なお、そのような「社会化」のプロセスにおいては、「規範起業家」だけではなく、規範主導国となった国家も、その主役となっていく。例えば、国際政治の場において、規範主導国となった国々が、規範を遵守しない国家に対しては外交的な非難を表明すると共に具体的な制裁を課し、規範を遵守する国家に対しては外交的な賞賛を示すと共に優遇措置を執るなど、積極的な「社会化」が行なわれる (Finnemore and Sikkink 1999: 901)。また、「規範起業家」や国際機関のネットワークは、いまだ新たに誕生した規範を受け入れていない国家に当該規範を受け入れるよう説得する役割や特定の国家に対して、新たな政策・法規則を受け入れる、および条約に批准するよう圧力をかける等の副次的な役割を担い続けていく (Finnemore and Sikkink 1999: 902)。

では、雪崩現象において、なぜ国家は新たに誕生した規範を受け入れていくのだろうか。Finnemore らは、その鍵として「国家のアイデンティティ」を挙げている (Finnemore and Sikkink 1999: 902)。そもそも、国家の行為とは、そのアイデンティティによって形作られるものである。国家のアイデンティティは、自らが国際社会の一員であるということ、すなわち国際社会との関係において形成されるものである。従って、国際社会の多数の国家による新たに誕生した規範の支持・受入という動きは、同調圧力となって新たに誕生した規範を受け入れていない国家に迫ってくる。そのような同調圧力に応じて国家は新たに誕生した規範を受け入れていくのである。なお、国家が同調圧力に応じていく理由には、大別すると次の三つが挙げられる (Finnemore and Sikkink 1999: 903, 西谷 2005: 147)。

・ 正統化 (Legitimation)

国際社会において他国からの信用・信頼を保持・獲得したいという理由から規範を受け入れる。また、他国からの評価等によって、国民は国内の政治体制を評価するため、国内の政治基盤を強化したいという理由からも規範を受け入れる

・ 集団準拠 (Conformity)

主流となりつつある社会環境に適応していることを表明し、自国が共同体に所属していることを他国に証明したいという理由から規範を受け入

れる

・尊敬 (Esteem)

自国が特定の規範を受入れないことによって他国または国際社会から批判を受けることを回避し、国際社会から敬意を評されたいまたは自国の自尊心を保ちたいという理由から規範を受け入れる

### 第三段階—「内部化」

規範のカスケードが臨界状態に達すると、新たに誕生した規範は国際社会に広く受け入れられたものとして扱われ始める。言い換えれば、新たに誕生した規範が各アクターによって取り込まれ、それを遵守することが当然であると認識されるようになる (“taken-for-granted” quality) ということである (Finnemore and Sikkink 1999: 904)。そうなると、新たに誕生した規範に対して、誰もが疑問を持つこともなく、ほぼ自動的にそれに従うようになるのである。事実、人権規範の一つである女性の参政権は、数十年前には存在さえせず、当該規範の必要性さえも議論となっていたが、今ではごく当たり前に従うようになっている。なお、内部化した規範には、二つの特徴がある。第一に、内部化した「規範に従って行なわれた行為に対しては、疑いを差し挟む余地がない」(Finnemore and Sikkink 1999: 904) ということが挙げられる。第二の特徴は、内部化した「規範に従うことに対して、各アクターが検討・議論を行なうことがなくなる」(Finnemore and Sikkink 1999: 904) 点である。これら二つの特徴から、内部化した規範は、特に政治的議論の中心に据えられることはなくなっていく。

## 第2節 予備的考察

ここからは、上で示した「規範のライフサイクル」論に従って、「R2P」という規範が今現在どの段階にあるのかを明らかにしていく。しかし、その前に、「R2P」という概念を理解するために、二つの点を明確にしておかなければならない。それは、「R2P」が現在までに歩んできた道程がいかなるものであったかという点と、「R2P」を誕生させた規範起業家とは誰だったのかという点である。

### (1) R2P 誕生までの軌跡

そもそも、「R2P」という概念は、2001年12月に、「介入および国家主権に関する国際委員会 (International Commission on Intervention and State Sovereignty-ICISS)」の報告書において新しい規範として提示されたものであった。*Responsibility to Protect* と題された報告書において提示された R2P という概念は、以下のようなものであった。

- ・ 国家は、自国領域内の人々を保護する第一義的な責任を負っている。その責任は、予防する責任、対処する責任、再建する責任から構成されている。
- ・ ある国家において、内戦などの諸事態の結果として、人々が重大な被害を被っているにも関わらず、当該国家が人々の被害を予防または回避しようとする意思または能力を有していない場合には、国際社会が「保護する責任」を担うこととなる。
- ・ 「保護する責任」を果たすために、最後の手段として、軍事介入が認められる。ただし、軍事介入が認められるためには、大規模な人命の損失または大規模な民族浄化が発生しているまたはその可能性がある場合であり、かつ、以下の四つの正当化基準が満たされた場合でなければならない。

#### ① 正当な目的

人々に対する被害を予防・回避することが、軍事介入の目的でなければならない。

#### ② 最終手段

人道危機の予防・平和的解決のために、あらゆる非軍事的措置が尽くされた場合であり、かつ、軍事介入以外の措置では人道危機の予防・平和的解決を行ないえないと信ずるに足る合理的な根拠がある場合以外には、武力介入は認められない。

#### ③ 均衡した措置

軍事介入の規模・期間・強度が、人々の保護という目的のみを達成するために必要最小限のものでなければならない。

#### ④ 合理的な見通し

軍事介入により人々に対する被害を予防・回避することが可能であるという合理的な見通しがある場合であり、かつ、軍事介入を行なった場合に生じる結果が、軍事介入を行なわなかった場合に生じる結果よりも良い結果を生じさせるものでなければならない。

- ・いかなる場合においても、軍事介入を行なう前に、国連憲章 99 条などの手続に則った方法に基づき、安保理の承認を得るべきである。その際に、安保理は、軍事介入が要請された場所に関して、事実または状況を十分に検証した上で、軍事介入の要請に直ちに対処しなければならない。

2004 年 11 月には、国際の平和および安全に対する現下の脅威を検討することを主な任務として Kofi Annan により設立された「脅威、挑戦および変革に関するハイレベル・パネル (High-level Panel on Threats, Challenges and Change)」の報告書において、R2P が支持される<sup>10)</sup>。さらに、2005 年 3 月には、世界サミットにおける議論の叩き台として提出された国連事務総長報告書 (*In Larger Freedom*<sup>11)</sup>) においては、国連事務総長が R2P に対して賛同の意を示した<sup>12)</sup>。そのような状況の中、2005 年 9 月に開催された世界サミットの成果文書<sup>13)</sup> において、国家元首および政府首脳によって R2P に関するパラグラフ (以下、R2P パラグラフ) の挿入が合意される。世界サミットにおいて合意された R2P パラグラフは、以下のようなものであった。

138. 各々の国家は、大量殺戮、戦争犯罪、民族浄化及び人道に対する犯罪からその国の人々を保護する責任を負う。この責任は、適切かつ必要な手段を通じ、扇動を含むこのような犯罪を予防することを伴う。我々は、この責任を受け入れ、それに則って行動する。国際社会は、適切な場合に、国家がその責任を果たすことを奨励し助けるべきであり、国連が早期警戒能力を確立することを支援すべきである。
139. 国際社会もまた、国連を通じ、大量殺戮、戦争犯罪、民族浄化及び人道に対する犯罪から人々を保護することを助けるために、憲章第 6 章及び 8 章にしたがって、適切な外交的、人道的及びその他の平和的手段を用いる責任を負う。この文脈で、我々は、仮に平和的手段が不十分であり、国家当局が大量殺戮、戦争犯罪、民族浄化及び人道に対す

る犯罪から自国民を保護することに明らかに失敗している場合は、適切な時期に断固とした方法で、安全保障理事会を通じ、第7章を含む国連憲章に則り、個々の状況に応じ、かつ適切であれば関係する地域機関とも協力しつつ、集団的行動をとる用意がある。我々は、総会が、大量殺戮、戦争犯罪、民族浄化及び人道に対する犯罪から人々を保護する責任及びその影響について、国連憲章及び国際法の諸原則に留意しつつ、検討を継続する必要性を強調する。我々はまた、必要に応じかつ適切に、大量殺戮、戦争犯罪、民族浄化及び人道に対する犯罪から人々を保護する国家の能力を構築することを助け、また、危機や紛争が勃発する緊張に晒されている国家を支援することにコミットする考えである。

140. 我々は、大量殺戮予防のための国連特別顧問の任務を完全に支持する。

その後、2009年1月、世界サミット成果文書において合意されたR2Pを、いかにして履行していくのかについてのロードマップを示した国連事務総長報告書<sup>14)</sup> (*Implementing to Responsibility to Protect*) が提出される。報告書においては、R2Pパラグラフを三本柱のアプローチで履行していく旨が示されており、それは以下のようなものであった<sup>15)</sup>。

#### 第一の柱 国家による保護の責任

自国民であるか否かに関わらず、ジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化及び人道に対する罪ならびにそれらの犯罪の煽動から人々を保護するという責任は、国家に課せられた恒久的な責任である。このような責任は、国家主権の本質および既存の国家の法的義務の双方に由来するものである。

#### 第二の柱 国際的な援助と能力構築

自国に課せられた義務を果たそうとする国家に対して支援を行なうことは、国際社会の公約である。このような公約は、国連のみならず、加盟国、地域および準地域的取極、市民社会および私企業分野の協力を伴って果たされる。

#### 第三の柱 適切な時期と断固とした対応

国家が明らかに人々の保護を行ないえない場合に、適切な時期に断固

とした手段で、集団として対応するという責任は、加盟国に課せられた責任である。このような対応には、国連およびそのパートナーによって用いることが可能なあらゆる手段が含まれている。そのような手段とは、国連憲章第6章の下での平和的手段、第7章の下での強制的な手段、第8章の下での地域的および準地域的取極との協力などである。なお、そのような手段の決定および実施に際しては、国連憲章の規定、原則および目的を十分尊重しなければならない。

同年10月、総会決議308<sup>16)</sup>において、国連事務総長報告書および同報告書を叩き台として行なわれた議論に基づき、R2Pについての議論を継続する旨が決定される。なお、その後毎年にもわたり、非公式双方向対話 (Informal Interactive Dialogue) が開催され、その都度、国連事務総長報告書が提出されている<sup>17)</sup>。

## (2) R2P 誕生を主導したアクター

「規範のライフサイクル」論によれば、言うまでもなく、「規範の誕生」という段階において、最も重要なのは「規範起業家」の存在である。なぜならば、「規範起業家」がいなければ、新たな規範は誕生しないからである。それでは、R2Pの「誕生」という段階において、「規範起業家」と見なしうる存在は何であるだろうか。多くの論者は、ICISS報告書に示されたR2Pと世界サミット成果文書のR2Pパラグラフを区別せずに、ICISSを「規範起業家」と見なししていると思われる。確かに、ICISS報告書を読み込んでみると、次の二つの点から、ICISSが、規範のライフサイクルにおいて念頭に置かれている「規範起業家」の定義に合致していると思われる。

- ①「規範起業家」とは、ある特定の共同体において、望まれる行動について、強い信念を有するアクターのことを指している。そもそもICISSの発足を後押ししたのは、*We the Peoples*<sup>18)</sup>と題された国連事務総長報告書であった。同報告書は、介入の重要性を認識しており、その上で、国連安保理を中心とした、共同の利益に基づく新たな介入システムの構築を提起していた<sup>19)</sup>。そのような報告書に呼応して発足したICISSは、人々を保護するための介入、いわゆる人道的介入の権利を巡る問題につ

いて、グローバルな政治的コンセンサスを新たに形成するという強い信念を有していた。具体的には、国連総会第 54 会期における Annan の発言を引用する形で、ルワンダの大虐殺の際に国連が行動できなかったこと、コソボ紛争の際に国連安保理の許可無く NATO による空爆が行なわれたことなどに言及し、人々を保護する目的で行なわれる軍事介入が、現代の国際社会において議論的となっている旨を明確にした (ICISS: para. 1.6)。その上で、ルワンダやコソボでの反省から、いかにして議論に終始した機能不全から脱却し国連制度内で行動を執っていくのかについて、およびいわゆる「主権 vs. 介入」のジレンマについて、包括的な議論を促すことを自身の任務としていた (ICISS: para. 1.7)。

- ②「規範起業家」は、特定の規範領域において、ある問題に特定の解釈や名称を与えることで、その問題に注意を促していくアクターのことを指している。ICISS は、人々を保護するための介入を巡る問題について、グローバルな政治的コンセンサスを新たに形成する際に「何よりも先に取り組むべき重要な問題」として、キーコンセプトとする言葉の問題を挙げていた (ICISS: para. 2.4)。言い換えれば、ICISS の議論において、「人道的介入の権利」という言葉がキーコンセプトとして用いられた場合には、大国による恣意的な介入等に懸念を抱く国々からの強硬な反発が予想されるため、新たなコンセンサスを形成する際の妨害となり得るということである。従って、ICISS の議論においては、新たなキーコンセプトを軸に据える必要性を示した上で、ICISS は、国家および国際機関の慣行や国連安保理の慣行から見いだされる「保護する責任」という指導原則を新たなキーコンセプトとして提示した (ICISS: para. 2.4)。なお、このような ICISS の試みは、1987 年に行なわれた「環境と開発に関する世界委員会 (通称ブルントラント委員会)」の報告書を手本にして行なわれたものである (ICISS: Appendix B)。ブルントラント委員会とは、環境保護国と開発途上国との間での議論、すなわち、「環境 vs. 開発」という構図において生じていた行き詰まりを解決するために、「持続可能な開発」という新たな概念を提示したものである<sup>20)</sup>。

しかし、世界サミット成果文書の R2P パラグラフに対しては、いくつかの点で ICISS 報告書に示された R2P と性質が異なっているという指摘がなされて

いる（掛江 2008: 63）。その差異のうち、R2P の根幹に関わるものには次のようなものがある<sup>21)</sup>。

①責任の内容

ICISS 報告書では、R2P は予防する責任・対処する責任・再建する責任の三つから構成されており、これらの三つの責任は連続性を持って履行されると明記されている。しかし、世界サミット成果文書の R2P パラグラフでは、R2P の一側面である予防する責任は取り入れられているが、対処する責任と再建する責任には触れられておらず、三つの責任の連続性にも触れられていない。

②適用事態

ICISS 報告書では、R2P の適用事態として、大規模な人命の損失または大規模な民族浄化を規定している。世界サミット成果文書の R2P パラグラフでは、R2P の適用事態を国際刑事裁判所の管轄権となるジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化、人道に対する罪に限定している。

③安保理を通じた集団的措置

ICISS 報告書では、国家が人々を保護する責任を履行出来ない場合、安保理を通じて、当該責任を履行するために集団的措置を執ることは、国際社会の責任に含まれていた。世界サミット成果文書の R2P パラグラフでは、国家が人々を保護する責任を履行出来ない場合、安保理を通じて、当該責任を履行するために集団的措置を執る「用意がある」と示されている。

④武力介入の正当化規準

ICISS 報告書では、「正当な目的」、「最終手段」、「均衡した措置」、「合理的な見通し」といった四つの武力介入の正当化規準が示されていた。世界サミット成果文書の R2P パラグラフでは、武力介入の正当化規準に関して何の言及もなされていなかった。

このような差異が生じた大きな理由の一つは、世界サミット成果文書がコンセンサス形式で採択されたものであったことにある。なぜなら、国連総会の場における首脳会合の成果文書などを採択する場合は、様々な分野の規範やアイデアが詰め込まれた草案全体を一つのパッケージとして採択するか否かを選択しなければならない（大矢根 2013: 41）からである。具体的には、草案の内容に



不満があったとしても、パッケージ全体が不採択となることを避けるために、バランスと妥協の上で合意が形成される傾向にあるということである（大矢根 2013: 41, 掛江 2009: 61）。それでも、世界サミット成果文書の R2P パラグラフにおいては、ICISS 報告書で示された R2P の大筋は残されていると思われる。そのため、世界サミット成果文書の合意に際し、国家元首および政府首脳以外のアクターが「規範起業家」として介在しているのではないのかという疑問が沸き上がってくる。そもそも、一つの規範には一つの「規範起業家」しか存在してはならないというルールは存在しない。従って、複数の「規範起業家」の存在を想定することも不可能ではなく、実際に、規範を書籍に見立てて、「規範起業家」を分類するというユニークな試みを行なう者も存在している（来栖 2005）。その概観は次のようなものである<sup>22)</sup>。

初めに規範を誕生させた「規範起業家」は「規範原作者」と呼ばれる。しかし、規範には著作権のようなものは存在しないため、別のアクターによる二次利用（翻案）が行なわれる。「規範翻案者」は、原作の大筋が変化しない限りにおいて、規範要素を付加・削除することが出来る。そのようにして作成された「翻案物」は、グローバルな場で公開されるため、さらなる翻案が行なわれることも可能になる。そのため、複数の翻案物が乱立することがある。その場合は、「規範編集者」が複数の翻案物を取り集めて、より広範に受け入れられる内容へと編集され、「編集物」として公開される。

理解しやすい例として、「人間の安全保障」という規範が挙げられる。「人間の安全保障」という概念は、元々は国連開発計画の『人間開発報告書 1993 年版』の刊行の過程において、経済学者のハクや NGO、国連開発計画によって提示されたものであり、これが原作といえる。国連開発計画の「人間の安全保障」は、人間開発を行なう上で、人々の安全を確保することが重要な基盤となるという考え方にに基づき、飢餓の撲滅や人間中心の開発などを行なっていくというものであり、「欠乏からの自由」を中心に構成されたものであった。その後、様々なアクターによって「人間の安全保障」の定義をより明確化するための試み、すなわち翻案が行われた。特に、日本政府やカナダ政府による翻案が、その後の「人間の安全保障」の規範化に大きく寄与していた。日本政府は、基

本的には国連開発計画の「人間の安全保障」と同一の路線で「人間の安全保障」という概念を用いていたが、アジア経済危機に対して日本の資金援助を効果的に行う目的や日本の ODA 政策の路線変更を裏打ちする目的でも用いていた（来栖 2005: 84, 佐藤 2004: 3-6）。カナダ政府は、当時対人地雷撤廃のためのプロセスの立案や国際刑事裁判所設立等を推し進めていたため、自国の人道外交を効果的に国際社会に表明するためのツールとして、「人間の安全保障」という概念に注目した（塚田 2005）。そのため、カナダ政府の「人間の安全保障」は、国連開発計画の「人間の安全保障」が主眼に置いている飢餓や貧困の撲滅といった「欠乏からの自由」ではなく、武力紛争等による人々の犠牲を防ぐことすなわち「恐怖からの自由」に主眼に置いたものであった<sup>23)</sup>。これらの翻案物が一つのものへと編集されていくための契機となったのは、ミレニアム・サミットに向けて公表された *We the Peoples*<sup>24)</sup> と題された国連事務総長報告書であった。同報告書は、「欠乏からの自由」および「恐怖からの自由」を「人間の安全保障」を構成する要素と位置づけ、それらを保障するという目標を、21 世紀の最優先事項とすべき旨を説くものであった。その後、ミレニアム・サミットにおいて、日本政府が「人間の安全保障」を議論するための新たな国際委員会の発足を提案した<sup>25)</sup>。

当該提案に基づき、2001 年に、日本外務省の後押しの下、緒方貞子とアマルティア・センを共同議長に据えた「人間の安全保障委員会」が発足された。2003 年には、同委員会によって、「安全保障の今日的課題」という報告書が公表された。同報告書は、暴力行為からの人々の保護、難民の安全、貧困の改善、保健衛生の向上等の「人間の安全保障」に関わる問題を、人間の安全をキーワードとして取りまとめたものであった（来栖 2005: 84）。従って、「人間の安全保障委員会」が、国連開発計画やカナダ政府の「人間の安全保障」を取りまとめて「編集物」を作り上げたのである。

このことを R2P に置き換えてみると、ICISS 以外には R2P を提示したアクターは存在しないため、ICISSこそが「規範原作者」であることは間違いない。その翻案物としては、High-level Panel 報告書と国連事務総長報告書 (In Larger Freedom) が挙げられるだろう。High-level Panel 報告書は、R2P が適用される事態について、ジェノサイドその他の大規模殺戮、民族浄化または重大な国際人道法違反としていた。また、国連事務総長報告書 (In Larger Freedom) は、人々を保護するという国際社会共同の責任の存在にフォーカスしている。2005

年世界サミットは、これらの翻案物と共に R2P 以外の争点の翻案物をも取り集め、国家元首および政府首脳の合意の下、サミット成果文書として公表した。要するに、R2P とは、ICISS が「規範原作者」として創出したものであり、High-level Panel および国連事務総長の Kofi Annan が「規範翻案者」として「翻案」を行ない、世界サミットが「規範編集者」として他の分野の翻案物と共に編集し、世界サミット成果文書の個々のパラグラフという形にまとめ上げたものと捉えられるのである。このように考えれば、ICISS 報告書に示された R2P と世界サミット成果文書に示された R2P との間に差異があることも納得できる。

注

- 1) Ban (2016) 参照。
- 2) 国連安保理は R2P に言及する 40 本の決議と 6 本の議長声明を採択した。また、人権理事会も R2P に関わる 13 本の決議を採択した。
- 3) 人および人民の権利に関するアフリカ委員会については、ACHPR/Res.117 (X X X X II) 07 を、欧州議会については、Recommendation of the European Parliament of 18 April 2013 を参照のこと。
- 4) Lloyd Axworthy や Gareth Evans は、その例として、2011 年 2 月 15 日に始まったリビアでの武力紛争における対応を挙げている。当該武力紛争において、安保理は決議 1970 および決議 1703 を採択した。決議 1970 においては、リビアにおける事態が人道に対する罪を構成しうることが指摘され、また、リビアの人々を保護する責任がリビア政府にあることに言及すると共に暴力行為の即時停止等を行なうようリビア政府に要請した。その上で、同決議は国連憲章第 41 条に基づく非軍事的強制措置として武器禁輸措置を発動した。しかし、決議 1970 はリビア政府によって遵守されなかったため、安保理は決議 1973 を採択した。決議 1973 においては、リビアにおける事態の悪化および市民の犠牲者の増加に対して重大な懸念が表明され、また、リビアの人々を保護する責任がリビア政府にあり、武力紛争の当事者にも市民の保護を促進するための実行可能な措置を講ずる主要な責任があることが表明された。さらに、同決議はリビアにおける事態が国際の平和および安全に対する脅威を構成すると認定した。その上で、同決議は市民の保護および市民の居住区の保護を行なうために、武力行使を許可した。この決議に基づき、英米仏主導および NATO 主導の軍事作戦が展開された。
- 5) 国連事務総長報告書においては、世界サミット成果文書の R2P パラグラフに明記された四つの R2P 適用事態、すなわち、ジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化、人道に対する罪を atrocity crime と総称している。
- 6) 「責任としての主権」や「個人の主権」という概念の詳細については Annan (1999), Deng et al. (1996) を参照のこと。
- 7) 社会規範とは、その所在を内在的とするか外在的とするかによって異なるが、概して、「社会の構成員に理解・共有されており、場合によっては強制力を伴うルールや基準」を

意味している（北折 2000）。このような社会規範は、慣習規範、道徳規範、法規範の三つに分類される。慣習規範とは、社会の構成員の間で、ある行動が反復・継続された場合に、社会の中に芽生える「当該行動を行わなければならない」という意識から生じるものを意味している。道徳規範とは、ある社会において、その構成員の行動の善悪を判断し、良い行ないをすることを推奨するものを意味している。法規範とは、法律などの公権力によって定められた強制力によって、社会の構成員の行動を統制するものを意味している。

- 8) 例えば、政所は、R2P という規範の誕生をもたらした社会環境がどのように形成されていったのかを分析する過程で、規範のライフサイクル論に基づき R2P という規範の誕生過程を明らかにしていた（政所 2009）。また、来栖は、規範のライフサイクル論に基づき人間の安全保障という規範の形成過程を明らかにする際に、その対比として、R2P という規範の誕生過程を明らかにしていた（来栖 2005）。
- 9) クリティカル・マスとは、元来は原子物理学の用語であり、核分裂の連鎖反応を引き起こすのに最小限必要な、核物質の質量のことを意味している。そのほかにも、経済学においては、ある商品やサービスが、爆発的に普及するために最小限必要とされる市場普及率のことを意味する用語としても用いられている。
- 10) *A More Secure World* と題された報告書のパラグラフ 203 においては、以下のような文言で R2P に対する支持が表明されていた。

203. We endorse the emerging norm that there is a collective international responsibility to protect, exercisable by the Security Council authorizing military intervention as a last resort, in the event of genocide and other largescale killing, ethnic cleansing or serious violations of international humanitarian law which sovereign Governments have proved powerless or unwilling to prevent.

- 11) Annan (2005).
- 12) 報告書においては、R2P が ICISS および High-level Panel によって支持されたことが指摘され、その上で、以下のような文言で R2P に賛同することが示されていた。「(大規模な人権侵害等の) 問題の取り扱いには慎重を要することを認識しつつも、私は R2P のアプローチに強く賛同する」。
- 13) A/RES/60/1.
- 14) Ban (2009) 参照。
- 15) ここで示した R2P の三本柱の内容は国連事務総長報告書を参考にしてまとめたものである。詳細は Ban (2009) を参照のこと。
- 16) A/RES/63/308.
- 17) Ban (2010), Ban (2011), Ban (2012), Ban (2013), Ban (2014), Ban (2015), Ban (2016).
- 18) Annan (2000).
- 19) 同報告書のパラグラフ 216 から 219 において、Annan は、以下のように述べていた。

216. Some critics were concerned that the concept of “humanitarian intervention” could become a cover for gratuitous interference in the internal affairs of sovereign states. Others felt that it might encourage secessionist movements deliberately to provoke governments into committing gross violations of human rights in order to trigger external interventions that would aid their cause. Still others noted that there is little consistency in the practice of intervention, owing to its inherent difficulties and costs as well as

Concept から International Norm へと進化する「保護する責任」論

perceived national interests – except that weak states are far more likely to be subjected to it than strong ones.

217. I recognize both the force and the importance of these arguments. I also accept that the principles of sovereignty and non-interference offer vital protection to small and weak states. But to the critics I would pose this question: if humanitarian intervention is, indeed, an unacceptable assault on sovereignty, how *should* we respond to a Rwanda, to a Srebrenica – to gross and systematic violations of human rights that offend every precept of our common humanity?
218. We confront a real dilemma. Few would disagree that both the defence of humanity and the defence of sovereignty are principles that must be supported. Alas, that does not tell us which principle should prevail when they are in conflict.
219. Humanitarian intervention is a sensitive issue, fraught with political difficulty and not susceptible to easy answers. But surely no legal principle – not even sovereignty – can ever shield crimes against humanity. Where such crimes occur and peaceful attempts to halt them have been exhausted, the Security Council has a moral duty to act on behalf of the international community. The fact that we cannot protect people everywhere is no reason for doing nothing when we can. Armed intervention must always remain the option of last resort, but in the face of mass murder it is an option that cannot be relinquished.

その要旨は以下のようなものである。

「人道的介入の概念が、主権国家の国内問題に対する不当な介入の口実となり得ることを、多数の論者は懸念していた……私は、これら論者の主張の説得力および重要性を理解している。また、私は、主権原則および不干渉原則が、弱小国の保護に強く貢献していることも理解している。しかし、私はこれら論者に疑問を投げかけたい。仮に、人道的介入が、主権に対する攻撃であるとして、受け入れられないものであるとしよう。そうならば、ルワンダやスレブレニツァなどで発生した、人類共通の道徳に反するような大規模かつ組織的な人権侵害に対して、我々はいかなる行動を執るべきだったのか？……人道的介入はデリケートな問題である……。しかし、確かに、いかなる法原則も、人道に対する犯罪を正当化する根拠とはなり得ない。たとえ主権であっても、そのような根拠とはなり得ない。人道に対する犯罪の発生を回避するために、平和的な措置が尽くされたにも関わらず、そのような犯罪が発生してしまった場合、国連安全保障理事会は国際社会に代わって措置を講ずる道義的義務を有している。…武力介入は常に最後の手段としての選択肢でなければならない……」。

- 20) ブレントラント委員会の詳細は、UN Doc. A/42/427 を参照のこと。
- 21) ここで示した差異、すなわち ICISS 報告書に示された R2P と R2P パラグラフとの差異は、掛江 (2008)、Evans (2008) を参考にした。
- 22) ここで示した概観は、来栖 (2005) を参考にした。具体例などについては同論文を参照のこと。
- 23) see Department of Foreign Affairs and International Trade, *Human security: Safety for people in a changing world*, 1999, pp. 3-4.
- 24) *supra* note 13.

- 25) 国連ミレニアム・サミットでの森総理演説 (2000年9月7日)  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/12/ems\\_0907.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/12/ems_0907.html)

文献

- Axworthy, L. (1997), "Canada and human security: the need for leadership," *International Journal*, vol. 52 no. 2, pp. 193-196.
- (2001), "Human Security and Global Governance: Putting People First," *Global Governance*, vol. 7, pp. 19-23
- Annan, K. (1999), "Two Concepts of Sovereignty," *The Economist*, 18 Sep. 1999.
- (2000), We the Peoples: the Role of the United Nations in the Twenty First Century, A/54/2000, 27 March 2000.
- (2005), In Larger Freedom: towards Development, Security and Human Rights for All, A/59/2005, 21 March 2005.
- Ban, Ki-moon (2008a), "Address to the Summit of African Union" Addis Ababa, 31 Jan. 2008.
- (2008b), "Responsible Sovereignty: International Cooperation for a Changed World" Berlin, 15 July 2008.
- (2009), Implementing the Responsibility to Protect, A/63/677, 12 Jan. 2009.
- (2010), Early Warning, Assessment and the Responsibility to Protect, A/64/864, 14 July 2010.
- (2011), The Role of Regional and Subregional Arrangement in Implementing the Responsibility to Protect, A/65/877-S/2011/393, 28 June 2011.
- (2012), Responsibility to Protect: Timely and Decisive Response, A/66/874-S/2012/578, 25 July 2012.
- (2013), Responsibility to Protect: State Responsibility and Prevention, A/67/929-S/2013/399, 9 July 2013.
- (2014), Fulfilling our Collective Responsibility: International Assistance and the Responsibility to Protect, A/68/974-S/2014/449, 11 July 2014.
- (2015), A Vital and Enduring Commitment: Implementing the Responsibility to Protect, A/69/981-S/2015/500, 13 July 2015.
- (2016), Mobilizing Collective Action: The Next Decade of the Responsibility to Protect, A/70/999-S/2016/620, 22 July 2016.
- Bellamy, A. J. (2006), "Whither the Responsibility to Protect? Humanitarian Intervention and the 2005 World Summit," *Ethics and International Affairs*, Vol. 20, No. 2, pp. 143-169.
- (2009), *Responsibility to Protect The Global Effort to End Mass Atrocities*, Polity Press.
- 千知岩正継 (2012), 「リビア紛争に対する保護する責任 (R2P) の適用?」, 『社会と倫理』, 第27号, 9-28頁。
- Cohen R. (2008), "How Annan Rescued Kenya from Genocide," *The Observer*, 27 August 2008.
- Deng, F. M. et al., (1996), *Sovereignty as Responsibility: Conflict Management in Africa*, Brookings Institution.
- Evans, G. (2008), *The Responsibility to Protect: Ending Mass Atrocity Crimes Once and for All*,

Brooking Institution.

- Finnemore, M. and Sikkink, K. (1999), “International Norm Dynamics and Political Change,” *International Organization*, Vol. 52, No. 4, pp. 887-917.
- Hehir, A. (2012), *The Responsibility to Protect Rhetoric, Reality and the Future of Humanitarian Intervention*, Palgrave Macmillan.
- 掛江朋子 (2008), 「2005 年国連総会首脳会合 (世界サミット) における『保護する責任』の意義」, 『横浜国際経済法学』, 第 16 卷 3 号, 51-81 頁。
- 北折允隆 (2000), 「社会規範とは何か - 当為に関するレビュー」, 『名古屋大学教育発達科学研究科紀要 (心理学)』, Vol. 47, 155-165 頁。
- 来栖薫子 (2005), 「人間の安全保障『規範』の形成とグローバル・ガバナンス-規範複合化の視点から」, 『国際政治』, 第 143 号, 76-91 頁。
- Macfarlane, N., Thielking, C. and Weiss, T. G. (2004), “The Responsibility to Protect: Is Any One Interested in Humanitarian Intervention?,” *Third World Quarterly*, Vol. 25, No. 5, pp. 977-992.
- 政所大輔 (2009), 「『保護する責任』概念の形成—規範起業家の役割と規範的環境の作用—」, 『国際公共政策研究』, 第 14 卷 1 号, 221-235 頁。
- Melander, E. (2015), “Organized Violence in the World 2015: an Assessment by the Uppsala Conflict Data Program,” UCDP Paper 9.
- 宮本薫 (2015), 「『男女共同参画』の理解と協力を社内に促すために□」, 『損保ジャパン日本興亜レポート』, No. 135, 1-10 頁。
- 西谷真規子 (2005), 「規範カスケードにおける評判政治 (上)」, 『国際協力論集』, 第 12 卷 3 号, 145-180 頁。
- 野口祐輔 (2014), 「人道的介入論から保護する責任論へ—パラダイム・シフトの軌跡—」, 『成城大学社会イノベーション研究』, 第 9 卷 1 号, 297-337 頁。
- 大矢根聡編 (2013), 『コンストラクティヴィズムの国際関係論』, 有斐閣。
- 申 琪榮 (2013), 「ジェンダー政策の形成過程 - 理論的考察と韓国の事例」, 『国際ジェンダー学会誌』, Vol. 11, 35-58 頁。
- 佐藤行雄 (2004), 「日本の国連外交の人間の安全保障—国連ミレニアム・サミットへの軌跡」, 『国際問題』, No. 530 号, 1-13 頁。
- 塚田洋 (2005), 「カナダ外交における『人間の安全保障』」, 『レファレンス』, No. 651, 55-69 頁。
- 津田みわ (2008), 「2007 年ケニア総選挙後の危機」, 『アフリカレポート』, No. 47, 3-8 頁。
- Tutu D. M. (2008), “Taking the Responsibility to Protect” *The International Herald Tribune*, 9 Nov. 2008.
- 白井陽一郎編 (2015), 『EU の規範政治 - グローバルヨーロッパの理想と現実』, ナカニシヤ出版。
- Weiss, T. G. and R. Thakur (2010), *Global Governance and the UN An Unfinished Journey*, Indiana University Press.
- Welsh, J. (2006), “Conclusion: The Evolution of Humanitarian Intervention in International Society,” in Welsh, J. ed., *Humanitarian Intervention and International Relations*, Oxford University Press. p. 185

国連決議

United Nations General Assembly Resolution, 2005 World Summit Outcome, A/RES/60/1, 24 Oct. 2005.

United Nations General Assembly Resolution 63/308, A/RES/63/308, 7 Oct. 2009.

. . . .

United Nations Security Council Resolution 1674, S/RES/1674 (2006), 28 April 2006.

United Nations Security Council Resolution 1709, S/RES/1706 (2006), 22 Sep. 2006.

United Nations General Assembly 59<sup>th</sup> session, A/59/PV. 85, 6 April 2005.

United Nations General Assembly 59<sup>th</sup> session, A/59/PV. 86, 6 April 2005.

United Nations General Assembly 59<sup>th</sup> session, A/59/PV. 87, 7 April 2005.

United Nations General Assembly 59<sup>th</sup> session, A/59/PV. 88, 7 April 2005.

United Nations General Assembly 59<sup>th</sup> session, A/59/PV. 89, 8 April 2005.

United Nations General Assembly 59<sup>th</sup> session, A/59/PV. 90, 8 April 2005.

United Nations General Assembly 60<sup>th</sup> session, A/60/PV. 7, 16 Sep. 2005.

. . . .

Letter dated 31 August 2007 from the Secretary-General addressed to the President of the Security Council, S/2007/721, 7 Dec. 2007.

. . . .

Secretary-General Appoints Edward C. Luck of United States Special Adviser, SG/A/1120-BIO/3963, 21 Feb. 2008.

. . . .

Report of the International Commission on Intervention and State Sovereignty, *The Responsibility to Protect*, International Development Research Centre, Dec. 2001.

Supplementary Volume to the Report of the International Commission on Intervention and State Sovereignty, *The Responsibility to Protect Research, Bibliography, Background*, International Development Research Centre, Dec. 2001.

Report of the High-level Panel on Threats, Challenges and Change, *A More Secure World: Our Shared Responsibility*, A/59/565, 2 Dec. 2004.

International Coalition for the Responsibility to Protect (ICRtoP) Report on the General Assembly Plenary Debate on the Responsibility to Protect 2009-2016.

Report of the World Commission on Environment and Development: *Our Common Future*, Annex to? document A/42/427, 4 August 1987.